

職場における熱中症対策の強化

死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施

＜事業者への義務付け＞

体制整備

手順作成

関係者への周知

- 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための**体制整備**および**関係作業員への周知**
- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の**実施手順の作成**および**関係作業員への周知**

＜対象となるのは＞

「**WBGT28度以上**または**気温31度以上**の環境下で
連続1時間以上または**1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業



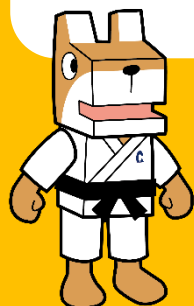
＜処置のポイント＞

- 熱中症を自覚したら・熱中症のおそれのある者を発見したら
ふらつき・生あくび・失神・大量の発汗・痙攣・めまい・筋肉痛・こむら返り・頭痛・不快感・吐き気・倦怠感・高体温 等
→**直ちに作業離脱、身体冷却**
- 意識の異常等（普段と様子が違う）があれば
→**すぐに「119番」**
→迷う場合は安易な判断は避け「#7119」など専門機関に相談
- 医療機関までの搬送の間や経過観察中は一人にしない
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持）
- 回復後であっても体調急変等により症状が悪化するケースがある
（連絡体制や体調急変時などの対応をあらかじめ定めておく）

見つける

判断する

対処する



一般社団法人群馬県建設業協会
建設業労働災害防止協会群馬県支部